

中国、環境モニタリング機器の販売・技術移転の好機到来

中国政府が汚染物質排出規制の違反企業に対する取締りを更に強化している。中国環境保護部が先ごろ公表した「2016年全国環境監督執行状況報告」によると、行政処罰事案として立件された違法な汚染物排出の事例は13万7,800件余りに達し、前年より34%増加した。このうち12万4,700万件に対して行政処罰が下され、課された罰金と没収資産の合計は66億3,300万元となり過去最高となった。環境保護部環境監察局の田為勇局長は2016年から全国の環境行政の現場に6万人余りの監察担当者を配置して日常の環境規制の違反行為の取り締まりを強化してきたことを明らかにした。

中国では2015年1月、1989年の制定以来、25年ぶりに「環境保護法」の大幅改正が行われ、環境規制の違反事案に対する地方の環境保護局等の取締り権限の大幅な強化が図られた。2016年の行政処罰事案のうち改正環境保護法で新たに導入された日割連続処罰方式による処罰事案は1,017件、また公安部門と連携した行政拘留が適用された事案は2,023件が報告され、前年よりそれぞれ42%、20%増加した。

改正環境保護法のもう一つの目玉が「環境保護税」の導入だ。中国政府は2016年12月、環境保護税法案を全人代常務委員会の審議で承認し、「環境保護税法」が2018年1月1日より正式に施行されることがすでに決定している。環境保護税法は、中国の領域内及び中国が管轄する海域において、自然環境へ課税対象となる汚染物質を直接排出する企業等は同法の規定に従い納税義務を負担しなければならないとした。課税対象となる汚染物質は、①大気汚染物質、②水質汚染物質、③固体廃棄物、④騒音——の4種類で、具体的な物質や条件についても附属の「環境保護税税目額表」及び「課税汚染物質課税単位量表」が示された。

納税義務者である汚染物排出企業等は、税務機関に対して排出した課税汚染物質の種類、数量、大気汚染物質及び水質汚染物質の濃度資料の記録を整えて納税申告をしなければならない。税額計算の元となる汚染物質の排出データは、納税義務者が自身でデータを取得して、自己申告することが前提とされている。このため水質、排煙、騒音などのモニタリング機器や運用技術に対する導入ニーズが急速に高まっている。

2017年5月31日付『国家石油化工ネット』が掲載した記事によると、2020年までに中国の環境保護関連産業は10億元規模に達し、このうち排出モニタリング機器や関連サービ

スの占める割合が急速に成長することが見込まれると指摘している¹。2017年4月25日には環境保護部より「汚染物排出企業自主モニタリング技術ガイド：総則」（HJ 819-2017）が新たに公表され6月1日より施行される。汚染物質排出モニタリングについての統一的な要求事項を明確化した、モニタリング方法等の基準を定める技術標準ガイドである。同総則ガイドの公表に併せて、「汚染物排出企業自主モニタリング技術ガイド：火力発電及びボイラ」（HJ 820-2017）及び「同：製紙工業」（HJ 821-2017）の2つの重点業界のモニタリング技術標準も公表された。今後、その他の重点業界を対象としたモニタリング技術標準が打ち出される可能性が高い。

現行の汚染物質排出費用制度から来年1月以降は環境保護税へと汚染物質排出のペナルティ制度が変わることで、徴収を主管する政府部門が環境保護部から財政部へ移管される。徴税の機構システムとノウハウが完備した財政部が環境保護税の執行を主管することになり、中国の汚染物質排出違法企業は戦々恐々としているという。環境保護税の施行を来年に控えて各種のモニタリング機器の導入は待ったなしの状況であり、関連企業に大きなビジネス・チャンスが到来している。

（テピア総合研究所 高木 正勝）

¹ 国家石油化工ネット「环保趋严 环保产业将全面收益 环境监测产业迎利好」
(<http://www.cpcia.org.cn/news/hyfx/2017-5/163031.shtml>)